

インボイス発行事業者になられた方へ

「個別記帳指導」のご案内

インボイス発行事業者は、消費税の課税事業者として、事業規模に関係なく消費税の確定申告と納税が必要です。消費税の確定申告書を作成するためには、消費税に対応した記帳が必要となります。消費税に対応した記帳を行うには、会計ソフトの設定の変更や日常取引入力（記帳）の際に税区分の表示等が必要になります。そこで、消費税に対応した記帳のしかたの個別記帳指導を下記のとおり実施します。指導を希望される方は、電話で事前予約の上、ご来所ください。

- 1 期 間 令和5年10月11日（水）～令和5年12月8日（金）  
※土日祝日を除く
- 2 時 間 10：30～12：00、13：00～16：00
- 3 会 場 （一社）麴町青色申告会事務局  
千代田区九段南3-2-15 大塚ビル2階

インボイスの交付はいつから？

インボイスの交付義務が生じるのは、10月1日（日）の取引からとなります。具体的には以下の日が10月1日以後になる場合、交付義務が生じます。

- 「モノの販売」 ■ 出荷日、相手方の検収日など、引渡しの日として合理的な日  
 「サービスの提供」 ■ 物の引渡しを要する場合、目的物の全部を引渡した日  
 物の引渡しを要さない場合、役務の全部を完了した日

※ 必ずしも10月1日以降に交付する請求書から対応しなければならないわけではありません。

【具体例】

- ① 令和5年9月中の取引について令和5年10月に請求を行う場合  
⇒インボイスの対応は必要ありません
- ② 令和5年9月中に請求書を出し令和5年10月に納品を行う場合  
⇒インボイスの対応の必要があります